

## 発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年5月25日
【発行者の名称】	株式会社アットマークテクノ (Atmark Techno, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼 CEO 實吉 智裕
【本店の所在の場所】	北海道札幌市北区北十二条西四丁目1番6号 松崎北 12条ビル
【電話番号】	011-299-1501 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 平田 彰
【担当S-Advertiserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当S-Advertiserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当S-Advertiserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当S-Advertiserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp/">https://www.phillip.co.jp/</a>
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年6月30日にSapporo PRO Frontier Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第109条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アットマークテクノ <a href="https://www.atmark-techno.com/">https://www.atmark-techno.com/</a> 証券会員制法人札幌証券取引所 <a href="https://www.sse.or.jp/">https://www.sse.or.jp/</a>
【投資者に対する注意事項】	
1	Sapporo PRO Frontier Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Sapporo PRO Frontier Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2	発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、こ

の限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 Sapporo PRO Frontier Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Sapporo PRO Frontier Marketにおいては、S-Adviserが重要な役割を担います。Sapporo PRO Frontier Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するS-Adviserを選任する必要があります。S-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、札幌証券取引所のホームページ等に掲げられるSapporo PRO Frontier Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 札幌証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

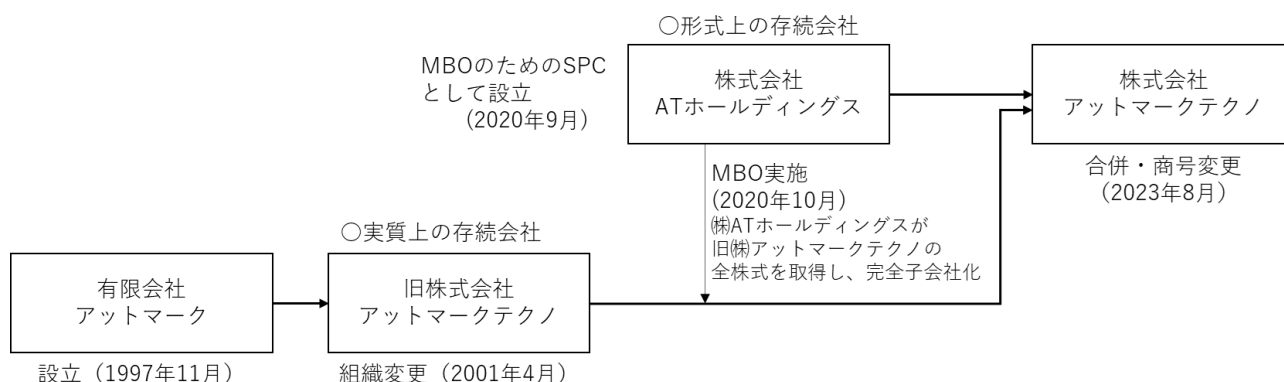
(はじめに)

当社は、1997年11月17日に設立された有限会社アットマーク（その後、2001年4月に株式会社アットマークテクノに組織変更）を前身としております。同社は、組み込みプラットフォーム「Armadillo シリーズ」に関する事業を中心に順調に業績を伸ばしてまいりましたが、安価な海外製CPUボードが出現したこと等により2015年頃から業績が低迷し、2016年6月には当時最大の取引先であったコアスタッフ株式会社の子会社となり、さらに2017年4月には同社の100%子会社となりました。

その後、IoT (Internet of Things、モノのインターネット) の広がりとともに2017年頃より業績が急回復し、再び成長軌道を描き始めたため、2020年10月にMBO (マネジメント・バイアウト：経営陣による自社の買収) を行うこととなりました。

MBOの実施にあたり、旧株式会社アットマークテクノの株式取得を行うことを目的として、当社経営陣（代表取締役社長 實吉智裕以下7名）及び地元北海道を基盤とするファンド2社（北洋事業承継投資事業有限責任組合及びほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合）が出資を行い、2020年9月に株式会社ATホールディングスを設立いたしました。株式会社ATホールディングスは2020年10月1日に旧株式会社アットマークテクノの全株式を取得し、旧株式会社アットマークテクノを完全子会社化いたしました。

MBOを実施した2020年10月以降、純粋持株会社である株式会社ATホールディングスと、事業会社である旧株式会社アットマークテクノが併存する状態が続いておりましたが、2023年8月1日に株式会社ATホールディングスを存続会社として旧株式会社アットマークテクノを吸収合併し、同時に株式会社ATホールディングスから株式会社アットマークテクノに商号変更を行っております。



## 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第3期	第4期	第5期	第6期(中間)
決算年月		2023年7月	2024年7月	2025年7月	2026年1月
売上高	(千円)	—	1,923,730	1,862,406	930,763
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△51,977	54,379	50,651	43,503
当期(中間)純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△52,157	△8,623	37,860	31,482
純資産額	(千円)	△40,261	26,115	63,976	95,458
総資産額	(千円)	305,184	1,015,369	1,000,776	1,099,070
1株当たり純資産額	(円)	△52.96	31.28	76.62	114.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△68.63	△11.32	45.34	37.70
潜在株式調整後1株当たり当 期(中間)純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	△13.2	2.6	6.4	8.7
自己資本利益率	(%)	—	—	84.0	39.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	—	45,041	23,694	195,304
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	—	△5,230	△27,246	△17,061
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	—	36,421	6,046	5,020
現金及び現金同等物の期末(中 間期末)残高	(千円)	—	197,713	200,206	383,470
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	— (—)	74 (17)	72 (18)	73 (17)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社はMBOに伴う株式取得のみを目的として設立された特別目的会社であり、第1期から第3期までは事業活動を行っていなかったことから、売上高を計上しておらず、経常損失及び当期純損失を計上しております。第4期期首に旧株アットマークテクノを吸収合併し、当社で事業を開始したことにより売上高を計上し、経常利益を計上しております。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、第3期及び第4期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことに加え、当期純損失であるため、第5期及び第6期(中間)については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

6. 第3期及び第4期の自己資本利益率は、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第3期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 当社はMBOに伴う株式取得のみを目的として設立された特別目的会社であり、第1期から第3期までは事業活動を行っていなかったことから、従業員を配置しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー含む)は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。
11. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第109条第5項の規定に基づき、第5期(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第3期及び第4期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
12. 2026年4月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## 2【沿革】

当社は、組み込みプラットフォーム事業を行う旧株式会社アットマークテクノの株式取得を目的として、2020年9月に株式会社 AT ホールディングスとして設立されたのち、2023年8月1日を合併期日として旧株式会社アットマークテクノを吸収合併、同時に株式会社 AT ホールディングスから株式会社アットマークテクノに商号変更し現在に至っております。

そのため以下では、当社及び旧株式会社アットマークテクノの沿革を記載しております。

### <旧株式会社アットマークテクノの沿革>

年月	事項
1997年11月	有限会社アットマーク 設立（札幌市清田区）
1999年7月	IT事業を本格始動
2001年4月	株式会社に組織変更、「株式会社アットマークテクノ」に社名変更
2001年11月	初代「Armadillo」（HT1070シリーズ）を梅沢無線電機株式会社と共同開発
2003年11月	FPGA搭載のCPUボード「SUZAKU（朱雀）」発表
2004年6月	第三者割当増資を実施
2004年12月	本社を移転（札幌市中央区）
2008年5月	東京営業所を開設（東京都豊島区）
2010年7月	東京から横浜へ営業所移転、営業機能を横浜営業所（横浜市神奈川区）に集約
2013年7月	業務拡大に伴い、札幌生産センターを開設（札幌市東区）
2014年10月	IoTゲートウェイ「Armadillo-IoT」発表
2015年7月	「インテグレーションパートナー制度(注)」を開始
2016年6月	第三者割当増資を実施。コアスタッフ株式会社の子会社に
2016年7月	IoTデバイスの運用管理サービス「node-eye」サービス提供開始
2016年8月	横浜から東京（東京都豊島区）へ営業所移転
2017年4月	コアスタッフ株式会社の完全子会社に
2018年2月	大阪オフィスを開設（大阪市中央区）
2019年12月	札幌本社・札幌生産センターを移転（札幌市北区）
2020年10月	MBO実施、コアスタッフ株式会社との資本関係解消

### <当社の沿革>

年月	事項
2020年9月	旧株式会社アットマークテクノの株式取得を目的として当社（株式会社 AT ホールディングス）を設立（札幌市北区）
2020年10月	旧株式会社アットマークテクノの株式を MBO により取得し完全子会社化
2023年8月	旧株式会社アットマークテクノを吸収合併。存続会社である当社（株式会社 AT ホールディングス）を株式会社アットマークテクノに商号変更
2024年2月	IoT デバイス運用管理サービス「Armadillo Twin」サービス提供開始

(注) インテグレーションパートナー制度：お客様の製品開発やシステムの具現化をサポートするパートナー企業を認定する制度

### 3【事業の内容】

当社の現在の社長である實吉智裕は、1999年7月に当社の前身である有限会社アットマークに入社し、IT事業の展開を開始しました。「常に挑戦・進化を求める技術の企業であり、世界に貢献する技術を提供する。」という企業理念に基づき、技術力を磨き続け、顧客のものづくりのプラットフォームとなるべく主にコンピュータに関する事業を展開してきました。現在、当社はこれらの事業活動を組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントとして運営しております。

なかでも2001年に発表した「Armadillo(アルマジロ)」シリーズは、さまざまな機器やIoT機器(注1)の中核部分となる小型・省電力・低価格の汎用コンピュータ(組み込みプラットフォーム)として、発売から約25年間にわたり、累計90万台以上販売を継続しております。現在日本国内においてこのようなビジネスを展開している企業は少ないと考えられます。(日本国内で当社と同等の汎用コンピュータ(小型CPUボード等)を開発できる企業は存在しますが、基本的に特定の顧客向けの受託開発を行っており、当社と同様に自社製品を開発、製造、販売しているメーカーは少ないと考えられます)

(注) 1. IoT: Internet of Things の略。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。

#### (1) 事業概要: 組み込みプラットフォームの提供

当社は小型・省電力・低価格の汎用コンピュータ「組み込みプラットフォーム」の提供を主な事業としております。

1970年代頃までは、世の中に存在するありとあらゆる機械や装置、家電はあくまで機械(メカ)や電気装置であり、一部の製品を除きコンピュータは使われていませんでした。その後、コンピュータによる機器制御が徐々に広まっていき、現在においてはパソコン、スマートフォンといった明らかなコンピュータ製品のみならず、自動車、家電、各種機械装置から子供のおもちゃに至るまで、電気で動く製品の多くは何らかのコンピュータで制御されるようになっております。このように、コンピュータを組み込んだ機器やシステムを「組み込み機器」、「組み込みシステム」と言います。

現在のコンピュータ開発は非常に複雑化しており、パソコンメーカーやスマートフォンメーカー等、コンピュータを専門に扱う事業者でなければ、物理的なハードウェア(コンピュータ基板)及びコンピュータを動かすためのソフトウェア(OS(注2)やアプリケーション(注3))を開発した上で、さらに必要な部材を調達し、正確に作動するコンピュータを製造し運用することは現実的ではありません。

また、近年では、IoT(Internet of Things)という言葉に代表されるように、ありとあらゆる機械装置がネットに接続されるような時代が到来しております。組み込み機器や組み込みシステムがネットに接続されると、パソコンやスマートフォンと同様に不正アクセスによる情報漏洩・改ざんやDoS攻撃(注4)等のサイバーリスクにも備える必要が出てまいります。

(注) 2. OS: ハードウェアの制御やメモリの管理など、コンピュータの動作に必要な機能を備えたソフトウェア。基本ソフトとも呼ばれ、Windows、Android、iOS、Linux等が代表例

3. アプリケーション: 表計算や文書作成、インターネットの閲覧、音楽の再生など個別の機能に特化したソフトウェア

4. DoS 攻撃: システムに大量のデータを送り込み、過剰な負担をかけシステムを利用不能にする攻撃

当社は、コンピュータ開発において難易度の高いハードウェア(CPUボード)部分とソフトウェア(OS)部分までを作りこんだ、小型、省電力で様々な製品やシステムに組み込んで使用することができる汎用のコンピュータ「Armadilloシリーズ」を2001年から約25年間にわたり開発、製造、販売しております。また、上述のセキュリティリスク等に対応するため、今後の主力製品である Armadillo-IoT ゲートウェイ G4、

Armadillo-IoT ゲートウェイ A9E 及び Armadillo-IoT ルーター A9R については、2025 年から開始された IoT 製品に対する適合基準への適合性を確認・可視化する、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度 (JC-STAR: Labeling Scheme based on Japan Cyber-Security Technical Assessment Requirements)」の適合ラベル★1(注 5)を取得しております。さらに、「Armadillo シリーズ」の運用監視やソフトウェアのアップデートを行うことができるサービスとして、2016 年から「node-eye」、2024 年からは「Armadillo Twin」の提供を行っております。「Armadillo シリーズ」及び当社の運用監視サービスを活用すると、機器メーカーやシステム開発者はコンピュータそのものの開発や、対応が難しいセキュリティ対策に関する負担が軽減され、機器本体及びそれに必要なアプリケーションの開発に集中できるため、開発の効率化や開発期間の短縮といった効果を期待することができます。多くの機器メーカーやシステム開発者が開発したいものは機器やシステムそのものであり、中核となるコンピュータを開発したい訳ではありません。当社はそのコンピュータ及び運用監視のためのサービスを提供し続けることで、日本のものづくりを支えております。これが、当社の提供する「組み込みプラットフォーム」です。

(注) 5. JC-STAR (セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度) : IPA が提供する IoT 製品向けのセキュリティ適合評価制度。★1 (レベル 1) は、製品として共通する最低限のセキュリティ要件への適合を自己評価により示すもので、当該製品が基本的なサイバー攻撃リスクに対し一定の耐性を有することを示す。

## (2) 当社製品の種類及び活用例

当社は現在、組み込みプラットフォームとして主に「CPU ボード」と「IoT ゲートウェイ」の 2 種類の製品群を「Armadillo (アルマジロ)」というブランドで販売しております。

CPU ボード製品は、各種機器に組み込んで使うための汎用小型コンピュータです。主に機器メーカーが各種産業用機器の通信・制御機能を実現するためのコンピュータとして本製品を使用しております。具体的には、電力量の測定装置、各種精算機、EV 充電器、監視カメラ、IC カードリーダー等の機器の制御に用いられています。

一方、IoT ゲートウェイ製品は、上記の CPU ボードを中核として、各種機器やセンサー及びインターネット等に接続するための通信機能を搭載し、筐体に収めた製品です。IoT を実現するにあたり、モノやセンサーを一つずつインターネットに接続することは技術的には難しくありませんが、コストや手間を考えると効率的ではありません。そこで、さまざまな機器やセンサーのある場所に IoT ゲートウェイを設置すると、機器やセンサーからの情報を一旦ゲートウェイに集約し、必要な処理を行ったうえでインターネットに接続 (クラウド (注 6) 等に情報を上げる) することができるようになります。IoT ゲートウェイは、主に IoT システムを構築する SIer (注 7) 等が IoT システムに組み込んで使用しております。また、2025 年には IoT ゲートウェイから派生したルーター (注 8) 製品の販売も開始しています。

CPU ボード製品、IoT ゲートウェイ製品とも、年 1～2 機種の新製品を開発、発売し、製品ラインナップを充実させることでさまざまなお客様のニーズに応えられるようにしております。



Armadillo-X1



Armadillo-900



Armadillo-640

CPU ボード製品



Armadillo-IoT **G4**



Armadillo-IoT **R9E**



Armadillo-IoT **ROUTER R9R**

IoT ゲートウェイ製品

- (注) 6. クラウド：クラウドコンピューティングの略。ネットワークを介して外部に置いたデータを利用する形態のサービスやシステム
7. Sier：System Integrator（システムインテグレーター）の略。顧客（クライアント）の要望に応じて、システム開発や運用などを請け負う事業者
8. ルーター：複数のパソコンや機器などの端末を、インターネット回線につなげるための機器

下図は一例ですが、あらゆる機器やシステムに当社製品が組み込まれて使用されています。



### 1. 施設の見守りシステム



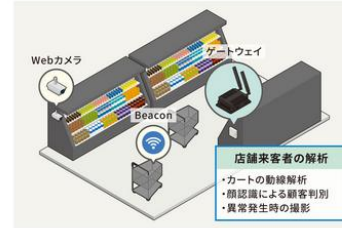
人感・閉鎖センサーやインテリジェントカメラ端末を組み合わせ、病院や介護施設の入居者を見守るシステムを構築できます。

### 2. ポイント端末・画面付き機器



画面付きの機器に組み込むことができます。商業ビルや店舗の情報端末のほか、デジタルサイネージへの組み込みなども可能です。

### 3. 店舗顧客の動線解析



Beaconを取り付けたカートで顧客の動線解析を行えます。センサー情報を集めたり、監視カメラと連携し顧客判別することもできます。

### 4. HEMS/BEMSソリューション



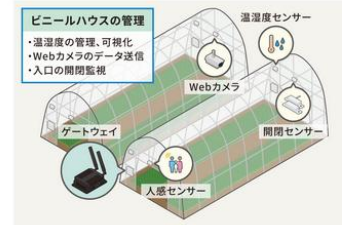
Wi-SUNでスマートメーターとBルート通信する家庭用IoTゲートウェイや、HEMS向けのマイクロサーバーとして利用できます。

### 5. エッジAI画像認識



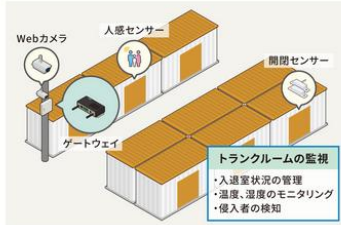
車のナンバープレートを認識・識別し、エッジAI処理を行えます。有料パーキングのフラップレス化や来店車両の判別などが可能です。

### 6. スマートアグリ



防水ケースと組み合わせることでビニールハウスなどの屋外でも利用可能です。温湿度管理や鳥獣監視システムとして運用できます。

### 7. 無人施設の監視システム



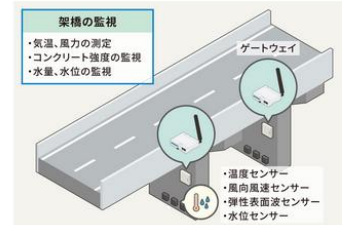
トランクルームなど無人施設の監視システムに最適です。異常を検知した場合は管理者へアラートを通知するなど、様々な設定を行えます。

### 8. 配達用スマートボックス



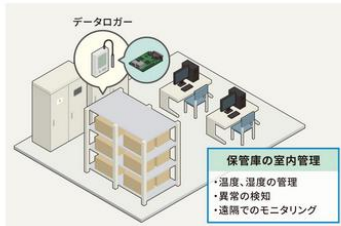
配達用スマートボックスの管理用端末として採用できます。IoTゲートウェイ1台だけで複数の情報を収集しクラウドへ送信します。

### 9. 架橋の水量・水位監視



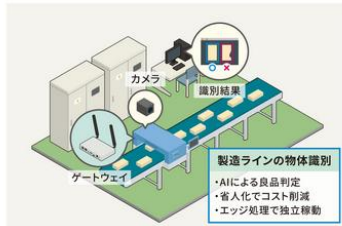
日常的に観測するのが困難な架橋などに設置することができます。データ取得やアップデートなどは全てクラウドからリモートで行えます。

### 10. 保管庫の室内管理



保管庫の温湿度管理や異常検知用のデータロガーとして採用することができます。高度な処理を実行しない単機能製品にも最適です。

### 11. 製造ラインの自動化



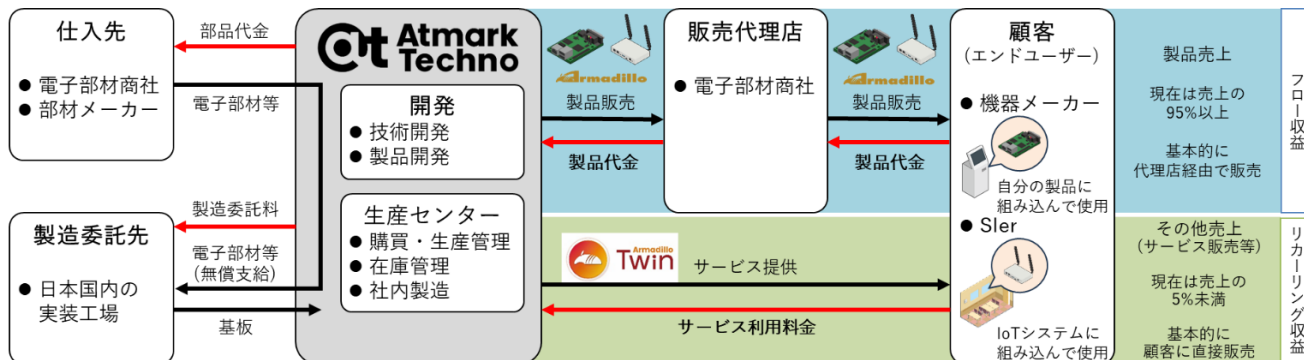
AIによる良品判定など、物体識別をする機器に組み込みます。製造ラインの自動化と省人化によるランニングコスト削減に寄与します。

### 12. 遠隔地の災害監視



太陽光パネルと蓄電池で動作する省電力モデルをラインアップしています。遠隔地に設置される監視・管理端末として最適です。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。  
 (黒い矢印→：モノ・サービスの流れ、赤い矢印→：お金の流れ)



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 発行者の状況

2026年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
76 (17)	40.5	8.7	5,088

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマーを含む）は、最近 1 年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

##### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

第5期事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の回復や企業投資の堅調さに支えられ、緩やかな成長が見られました。しかし、原材料価格やエネルギーコストの高止まり、海外経済の不透明感は下押し要因として継続しました。

当社が事業を展開するコンピュータ業界及びIoT業界では、前年度から続く在庫調整の影響により、全体的には需給バランスが徐々に改善しているものの、当社の主要顧客である産業用機器関連事業者の投資意欲は鈍く、全体的な購買動向には慎重な姿勢が見られました。一方で、AI向けデータセンター向けの需要は増加し、高性能な演算装置や半導体の需要は堅調に推移しています。

このような経営環境のもと、当社は、引き続き自社製品の販売拡大、製品競争力の強化、並びに生産効率の向上に注力し、業績の向上に取り組みました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高1,862,406千円（前年同期比3.2%減）、営業利益65,483千円（前年同期比18.4%減）、経常利益50,651千円（前年同期比6.9%減）、当期純利益37,860千円（前年同期は△8,623千円）となりました。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期中間会計期間（自 2025年8月1日 至 2026年1月31日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善の動きがみられる中、個人消費や設備投資は概ね堅調に推移するなど、穏やかな回復基調が継続しております。一方、先行きについては、物価動向による個人消費への影響が懸念されるほか、米国の通商政策、対中政策のほか中東における地政学的リスク等、依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。

当社が事業を展開するコンピュータ業界及びIoT業界では、AI向けデータセンター製品の需要が加速的に拡大し始めました。AI関連は今後も成長が続くと見込まれる一方で、その他の分野では最終需要は一進一退の状況が続きました。産業向けでは、低調な需要とそれに伴う在庫調整の長期化により、調整局面が長期化する傾向が見られました。

このような経営環境のもと、当社は、引き続き自社製品の販売拡大、製品競争力の強化、並びに生産効率の向上に注力し、業績の向上に取り組みました。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高930,763千円、営業利益53,477千円、経常利益43,503千円、中間純利益31,482千円となりました。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## (2) キャッシュ・フローの状況

第5期事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は 200,206 千円（前事業年度比 2,493 千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、23,694 千円の収入となりました（前事業年度は 45,041 千円の収入）。収入の主な内訳は、税引前当期純利益 50,651 千円、減価償却費 17,320 千円、のれん償却費 11,493 千円、売上債権の減少額 132,071 千円等であります。支出の主な内訳は、棚卸資産（製品、仕掛品、原材料）の増加額 125,804 千円、仕入債務の減少額 25,418 千円、未払又は未収消費税等の減少額 42,594 千円等であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、27,246 千円の支出となりました（前事業年度は 5,230 千円の支出）。その内訳は、有形固定資産の取得による支出 23,100 千円、無形固定資産の取得による支出 4,135 千円、出資金の払込による支出 10 千円であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、6,046 千円の収入となりました（前事業年度は 36,421 千円の収入）。収入の内訳は、長期借入金による収入 150,000 千円であります。支出の内訳は、長期借入金の返済による支出 143,954 千円であります。

第6期中間会計期間（自 2025年8月1日 至 2026年1月31日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は 383,470 千円（前事業年度末比 183,263 千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、195,304 千円の収入となりました。収入の主な内訳は、税引前中間純利益 43,503 千円、売上債権の減少額 66,320 千円、仕入債務の増加額 24,193 千円、未払又は未収消費税等の増加額 33,553 千円等であります。支出の主な内訳は、利息の支払額 6,833 千円等であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、17,061 千円の支出となりました。その内訳は、有形固定資産の取得による支出 15,061 千円、敷金の差入による支出 2,000 千円であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、5,020 千円の収入となりました。収入の内訳は、短期借入金の純増額 100,000 千円であります。支出の内訳は、長期借入金の返済による支出 50,180 千円及び社債の償還による支出 44,800 千円であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当事業年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第5期事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	前年同期比 (%)
組み込みプラットフォーム事業	1,098,844 千円	96.9

(注) 金額は製造原価によっております。

第6期中間会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第6期中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)	前年同期比 (%)
組み込みプラットフォーム事業	559,666 千円	106.5

### (2) 受注状況

第5期事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)の受注実績は次のとおりであります。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
組み込みプラットフォーム事業	2,084,810	127.1	743,442	142.7

(注) 金額は販売価格によっております。

第6期中間会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

前年同期比で大きく減少した最大の要因は、主力製品のひとつであった Armadillo-IoT G3L (以下「G3L」) の最終オーダー期日が 2025 年 1 月に設定されていたことです。G3L は使用部材の生産終了に伴い、当社も生産終了を余儀なくされました。生産終了を行う場合、事前にお客様に通知を行い、お客様が今後の必要数量を一気に発注するため、一時的に受注金額が大幅に上昇します。2025 年 1 月の受注金額は 584,112 千円、うち 470,562 千円が G3L の受注でした。また、第5期中間会計期間(2024年8月1日から2025年1月31日まで)に G3L は 599,341 千円を受注しておりました。第6期中間会計期間においては G3L の受注がないため、その分受注高及び受注残高が減少しております。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
組み込みプラットフォーム事業	710,576	58.6	523,255	61.8

(注) 金額は販売価格によっております。

### (3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	前年同期比 (%)
組み込みプラットフォーム事業	1,862,406千円	96.8

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)		当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
スズデン(株)	370,651	19.3	414,717	22.3
佐鳥電機(株)	169,211	8.8	346,301	18.6
福西電機(株)	353,057	18.4	279,956	15.0
コネクシオ(株)	127,272	6.6	226,494	12.2

第6期中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第6期中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)	前年同期比 (%)
組み込みプラットフォーム事業	930,763千円	104.9

(注) 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第6期中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
コネクシオ(株)	180,663	19.4
スズデン(株)	178,131	19.1
福西電機(株)	142,276	15.3
佐鳥電機(株)	118,181	12.7
(株)チップワンストップ	110,011	11.8

### 3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

#### (1) セキュリティを軸とした事業展開

近年、IoT の普及に伴い、世界的にセキュリティ対策に関する法的要求が高まっております。当社は Armadillo-IoT ゲートウェイ G4、Armadillo-IoT ゲートウェイ A9E 及び Armadillo-IoT ルーター A9R について、日本におけるセキュリティ認証制度である「JC-STAR」★1（レベル1）の適合ラベルを取得いたしました。また、当社製品は独自の OS（Armadillo Base OS）及びクラウドサービス（Armadillo Twin）を活用することにより、セキュリティ面で優れた特長を有しております。今後はこれらの強みを活かし、セキュリティ分野における当社の取り組みを積極的に発信することで、製品及びサービスの販売促進につなげてまいります。

#### (2) 販売先・顧客ターゲットの拡大

当社の現在の収益構造は、現状、国内代理店を通じた国内企業向け販売の比重が高く、販売先及び顧客層の拡大が今後の成長における重要な課題と認識しております。国内販売に加え、海外市場への商流を新たに開拓することで売上高の拡大を図ります。具体的には、他社製 SoM（System on Module）に当社のソフトウェア（OS）「Armadillo Base OS」を移植し、「Armadillo Twin」を利用可能とすることで、当社の技術を海外市場にも展開していくことを検討しています。これにより、当社製品の利用範囲を広げるとともに、既存の販売チャンネルに依存しない新たな収益源の確立を目指します。

#### (3) 人材の採用及び育成

当社が事業を展開するコンピュータ業界及び IoT 業界においては技術革新のスピードが速いため、常に新しい技術やノウハウにキャッチアップしていく必要があります。さらなる成長を実現するためにも、優秀な人材（特にエンジニア）の採用及び育成に努めてまいります。

また、マネジメント層の充実を図らなければ、増加した人員や組織が機能せず成長の阻害要因になると考えております。既存社員の育成には既に取り組んでおりますが、あわせて経験者採用による補完も視野に入れて対応していきます。

#### (4) 在庫の適正化

当社の財務上の課題として、在庫水準の適正化が挙げられます。現状、当社の総資産に占める在庫（製品、仕掛品、原材料）の割合は 2025 年 7 月期末時点で約 50%（498,365 千円）と高い水準にあります。当社は、資金効率の改善及び需給変動リスクの抑制の観点から、在庫の適正在庫化を図り、在庫回転率を年間 3 回転程度（約 4 か月分の在庫水準）に抑えることを目標としております。今後は需要予測の精度向上、生産計画の見直し等を通じて、在庫の圧縮と資金効率の改善に取り組んでまいります。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

### (1) 事業環境に関するリスクについて

#### ①半導体市況について（発生可能性：中 影響度：大 発生時期：特定時期なし）

当社は多くの半導体部品を調達し製品を製造しているため、半導体市場の影響を大きく受けます。半導体市場は中長期的には技術革新が進むことで持続的な成長が期待できる反面、短期的には需給バランスの乱れが発生する可能性があります。このような状況下において、半導体部品仕入の停滞又は原材料価格の大幅な値上げの影響により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は半導体部品の需給状況に対しては、常に業界の状況及び各部品の需給状況を把握するとともに、製品のコアとなる部品を比較的多めに在庫として保有することにより、半導体市況の影響を最小限にするように努めております。

原材料価格の高騰に対しては、販売価格に反映する努力を行っておりますが、原材料価格の上昇と販売価格の改定のタイムラグがあること及び必ずしも原材料価格の上昇分のコストを販売価格に転嫁できない場合があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、半導体部品はメーカーの事情等により生産が終了されることがあります。このような場合、当社は代替部品を選定して生産を継続しますが、適当な代替部品が存在せず、当社製品も生産を終了せざるを得ない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### ②競合について（発生可能性：中 影響度：中 発生時期：特定時期なし）

当社主力製品である CPU ボードについて、同種の製品を開発・製造・販売している企業は国内では少ないと認識しております。しかし、海外製の安価な CPU ボード製品の流入等により、価格競争の激化や需要構造の変化が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社は高信頼性、長期供給、サポートの充実等、安価な CPU ボードにはない製品力やサービスを強化しておりますが、今後安価かつ高性能な海外製ボードが流入するなどした場合、当社製品の販売数量及び販売価格に影響を与える可能性があります。

また、もう一つの当社主力製品である IoT ゲートウェイに関しては、他社製の競合製品が複数存在します。当社製品は価格、性能のバランスの良さと、業界における知名度の高さと信頼性で現状は競争力が高いと考えておりますが、今後当社製品より性能が高い、又は価格が安い製品が投入されることにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、いずれの製品群においても、ハードウェアはコンピュータの原理原則を、ソフトウェアはオープンソースである Linux を基礎技術としているため、新規参入が生じる可能性があります。当社は、長年培った研究開発のノウハウ及び販売経路を持っているため、現実には当社製品と同等以上の製品を開発し販売まで行うことの難易度は高いと考えていますが、新規参入企業の増加により競争が激化することにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③為替変動について（発生可能性：大 影響度：中 発生時期：特定時期なし）

当社は、部品仕入の一部をドル建てで行っております（海外製の部品を国内の半導体商社から仕入れる際にドル建てを選択するケースが多いほか、海外企業からドル建てで部品を仕入れるケースがあります）。一方で現時点において海外への製品輸出はほぼ発生しておらず、ドル建ての回収がありません。

そのため、円安ドル高に振れた場合、原価が高くなるほか、部品入荷時期と支払時期の為替レートの差により為替差損を計上する可能性があります。当社では、経理部門にて為替相場を継続的にモニタリングしており、適宜必要な対応を取っておりますが、特に円安ドル高の傾向が長期に続く場合や、大きな為替変動が

ある場合は当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④事故及び自然災害について（発生可能性：中 影響度：中 発生時期：特定時期なし）

当社は、本社を北海道札幌市に構え、研究開発及び生産拠点が同一の本社建物内にあります。そのため同地区に大規模な地震等の自然災害が発生した場合、生産活動をはじめとする事業活動全般に重大な影響を与える可能性があります。当社はBCP（事業継続計画）を策定し災害時の事業継続への影響を可能な限り低減できるよう備えておりますが、想定を超える災害の際には当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤技術革新及び研究開発について（発生可能性：中 影響度：大 発生時期：特定時期なし）

当社が事業を展開するコンピュータ業界及びIoT業界は、半導体集積技術の進歩に伴い急速に発展を続けております。こうした技術革新への対応の遅れや当社の技術力の低下、それに伴う製品及びサービス品質の低下が生じた場合、当社の経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

また当社では最新の技術動向や社会動向、顧客のニーズに合わせて、新製品及び新サービスを継続的に開発することが重要であると認識しております。新製品等の開発が想定通り進まない場合やニーズを満たす製品等を世に送り出せない事態が続く場合は、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

⑥在庫について（発生可能性：中 影響度：中 発生時期：数年以内）

当社製品は多数の半導体部品によって構成されており、製品製造のためには多数の半導体部品を準備しておく必要があります。特に、2021年初頭から始まった半導体不足の影響により、一部の半導体部品の入手が極めて困難となったことから、調達リードタイムや供給不確実性を踏まえ、半導体部品を早期、多めに確保する必要性が生じました。その結果、当社の棚卸資産（製品、仕掛品、原材料）は2023年7月期末で474,248千円、2024年7月期末で372,561千円、2025年7月期末で498,365千円と高水準で推移しております。

今後、需給動向の変化等により在庫水準の適正化を進める方針ではあるものの、調達環境や生産計画等の状況によっては、当面の間、一定の在庫水準を維持することが必要となる見込みです。当社は業界動向を注視しながら在庫の圧縮に努めていきますが、在庫の増大及び回転の鈍化により運転資金負担が増加した場合、当社の資金繰り及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、半導体部品は一般的な原材料に比べて品質劣化の影響を受けにくい一方、需要動向や製品ライフサイクルの変化等により滞留在庫が発生した場合には、評価損の計上等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 社内組織に関するリスクについて

①人材の採用及び流出について（発生可能性：中 影響度：中 発生時期：特定時期なし）

当社の事業は、人材への依存度が高く、専門性の高い人材の確保と育成が大きな鍵となっております。新卒・中途ともに複数のルートから人材採用を進めておりますが、人材採用が計画通り進まなかった場合や優秀な人材の流出が続いた場合には、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

②特定の人物への依存について（発生可能性：小 影響度：中 発生時期：特定時期なし）

当社の代表取締役社長兼CEOである實吉智裕は、事実上の創業者であるとともに、当社の事業推進において重要な役割を担ってまいりました。同氏は、製品及びサービスの企画から開発、及び運用に至るまで豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や執行役員会等において役員及び従業員への情報共有や権限委譲を進める等、組織体制の強化を図るとともに、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により、同氏が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制に関するリスクについて

①知的財産権侵害について（発生可能性：小 影響度：中 発生時期：特定時期なし）

当社はこれまで、第三者の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差し止めの請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しております。当社は、第三者の特許権その他の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っておりますが、万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償の負担が生じ、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②訴訟等について（発生可能性：小 影響度：中 発生時期：特定時期なし）

当社は、法令及び契約等の遵守のため、各種規程を定めて社内教育やコンプライアンス体制の充実に努めております。しかしながら、当社が事業活動を行う中で、顧客、取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。引き続き社内教育や体制の充実に努めますが、かかる訴訟の内容及び結果によっては当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

①新株予約権の行使に伴う株式価値の希薄化について（発生可能性：中 影響度：小 発生時期：1年以内）

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後も新株予約権の付与を行う可能性があり、この場合、さらに1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、2026年4月30日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は、76,500株であり、発行済株式総数835,000株の約9.2%に相当します。新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

②投資事業有限責任組合の当社株式保有割合について（発生可能性：大 影響度：中 発生時期：数年以内）

2026年4月30日現在における当社の発行済株式総数は835,000株であり、このうち投資事業有限責任組合（以下、「VC等」という。）が保有する株式数は280,000株と、当社株式の発行済株式総数に対する割合は33.5%となっております。一般に、VC等が未上場会社の株式を取得する場合、上場後に保有株式を売却しキャピタルゲインを得ることがその目的のひとつであり、VC等が保有する当社株式の一部又は全部を市場にて売却した場合には、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価の形成に影響を与える可能性があります。

③S-Adviser との契約について

当社は、札幌証券取引所が運営を行っております証券市場 Sapporo PRO Frontier Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券㈱を担当 S-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券㈱との間で、担当 S-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Sapporo PRO Frontier Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 S-Adviser を確保できない場合、当社株式は Sapporo PRO Frontier Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<S-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は S-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関

するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

## ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものである

こと。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) Sapporo PRO Frontier Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

#### ⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は、有価証券報告書等につき、特例及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

#### ⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を札幌証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合かつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Sapporo PRO Frontier Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは札幌証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<S-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を札幌証券取引所に通知しなければならない。

## 5【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

第5期事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

当社は企業理念である「常に挑戦・進化を求める技術の企業であり、世界に貢献する技術を提供する」に基づき、“組み込みやすいこと”“量産しやすいこと”“長期運用しやすいこと”に主眼を置いたコンピュータ及びサービスの開発を推進しております。

当社では、札幌本社の開発部にハードウェアエンジニア及びソフトウェアエンジニアを配置し、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア及びサービスを開発しております。当事業年度においては、超小型で省電力な実装型 CPU モジュール「Armadillo-900」及び省電力なゲートウェイ「Armadillo-IoT ゲートウェイ A9E」といった新製品をリリースしたほか、IoT 機器の運用監視サービスである「Armadillo Twin」の機能拡充等を行いました。

その結果、当事業年度の研究開発費の総額は 157,812 千円となっております。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期中間会計期間（自 2025年8月1日 至 2026年1月31日）

当社の研究開発活動の概要、体制、基本方針は前期と同内容であります。当中間会計期間においては、産業用途向けの省電力 IoT ルーター「Armadillo-IoT ルーター A9R」等の新製品をリリースしました。

その結果、当中間会計期間の研究開発費の総額は 66,280 千円となっております。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

第5期事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 923,585 千円で、前事業年度末に比べ 4,216 千円減少しております。棚卸資産（製品、仕掛品、原材料）の増加 125,804 千円、売掛金の減少 132,071 千円が主な変動要因であります。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 77,191 千円で、前事業年度末に比べ 10,375 千円減少しております。のれんの減少 11,493 千円、繰延税金資産の減少 7,142 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 467,619 千円で、前事業年度末に比べ 166,991 千円増加しております。1 年内償還予定の社債の増加 204,000 千円、1 年内返済予定の長期借入金の増加 21,572 千円、買掛金の減少 25,418 千円、未払消費税等の減少 29,656 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 469,180 千円で、前事業年度末に比べ 219,445 千円減少しております。社債の減少 204,000 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 63,976 千円で、前事業年度末に比べ 37,860 千円増加しております。当事業年度の当期純利益による増加 37,860 千円が変動要因であります。

第 6 期中間会計期間 (自 2025 年 8 月 1 日 至 2026 年 1 月 31 日)

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は 1,012,120 千円で、前事業年度末に比べ 88,535 千円増加しております。現金及び預金の増加 183,263 千円、売掛金の減少 66,320 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は 86,949 千円で、前事業年度末に比べ 9,758 千円増加しております。建物附属設備の増加 7,734 千円、工具器具備品の増加 2,591 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は 585,597 千円で、前事業年度末に比べ 117,977 千円増加しております。短期借入金の増加 100,000 千円、買掛金の増加 24,193 千円、未払消費税等の増加 20,615 千円、1 年内返済予定の社債の減少 44,800 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は 418,014 千円で、前事業年度末に比べ 51,166 千円減少しております。長期借入金の減少 54,250 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は 95,458 千円で、前事業年度末に比べ 31,482 千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益による増加 31,482 千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第 3 【事業の状況】 1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第 3 【事業の状況】 1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日 (2026 年 6 月 30 日) から 12 か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第 3 【事業の状況】 3 【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

第5期事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

当事業年度において実施した設備投資の総額は25,521千円であり、その主なものは新製品である「Armadillo-900」及び「Armadillo-IoT A9E」向けの製造装置や検査装置であります。

当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期中間会計期間(自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)

当中間会計期間において実施した設備投資の総額は16,611千円であり、その主なものは札幌生産センター拡張のための各種工事費用及び新製品である「Armadillo-IoT A9E」向けの検査装置であります。

当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### 2【主要な設備の状況】

第5期事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

2025年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	機械装置 (千円)	工具器具備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社・札幌生産センター (札幌市北区)	本社機能、 生産設備	14,925	0	21,061	3,457	39,445	61 (18)
東京営業所 (東京都品川区)	営業拠点	1,825	—	949	—	2,774	11

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は無形固定資産(のれんを除く)の合計です。

2. 上記金額には、資産除去債務に相当する金額を含めておりません。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント名称の記載を省略しております

5. 事務所は全て賃借しており、年間の賃借料は64,599千円であります。

6. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

第6期中間会計期間(自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)

2026年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	機械装置 (千円)	工具器具備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社・札幌生産センター (札幌市北区)	本社機能、 生産設備	20,682	0	23,441	2,917	47,042	62 (17)
東京営業所 (東京都品川区)	営業拠点	1,750	—	1,160	—	2,910	11

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は無形固定資産の合計です。

2. 上記金額には、資産除去債務に相当する金額を含めておりません。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント名称の記載を省略しております。
5. 事務所は全て賃借しており、年間の賃借料は73,610千円であります。
6. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年5月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,000,000	2,165,000	83,500	835,000	非上場	単元株式数 100株
計	3,000,000	2,165,000	83,500	835,000	—	—

(注) 1. 2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は2,700,000株増加し、3,000,000株となっております。

2. 2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより株式数は751,500株増加し、835,000株となっております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 (2022年7月15日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数(個)	6,160	5,940
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,160(注)1	59,400(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,200(注)2	320(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2024年7月16日 至 2032年6月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,200 資本組入額 1,600	発行価格 320(注)6 資本組入額 160(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	—

(注) 1. 新株予約権1個あたり普通株式1株とします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める付与株式数の調整を行うこととします。

2. 本件新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。

③新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではない。

④新株予約権者は、当社の普通株式が金融証券取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができない。

⑤その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権を取得することができる事項

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社が取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得するものとします。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）

②新株予約権者が上記(注)3に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合（但し、相続人において権利を行使しうる場合を除く）

③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

5. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

上記(注)4に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使条件

上記(注)3に準じて決定する。

6. 2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 第2回新株予約権（2023年7月14日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数（個）	280	280
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	280（注）1	2,800（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	7,200（注）2	720（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 2025年7月15日 至 2033年6月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 7,200 資本組入額 3,600	発行価格 720（注）6 資本組入額 360（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取 締役会の承認を要するものと します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	（注）5	—

(注) 1. 新株予約権1個あたり普通株式1株とします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調

整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める付与株式数の調整を行うこととします。

2. 本件新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。

③新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではない。

④新株予約権者は、当社の普通株式が金融証券取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができない。

⑤その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権を取得することができる事項

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得するものとします。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）

②新株予約権者が上記(注)3に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合（但し、相続人において権利を行使しうる場合を除く）

③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

5. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに

発行します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

上記(注)4に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使条件

上記(注)3に準じて決定する。

6. 2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（2024年7月16日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数(個)	160	160
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160(注)1	1,600(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2	1,000(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2026年7月17日 至 2034年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 1,000(注)6 資本組入額 500(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	—
--------------------------	-------	---

(注) 1. 新株予約権 1 個あたり普通株式 1 株とします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める付与株式数の調整を行うこととします。

2. 本件新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

②本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。

③新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではない。

④新株予約権者は、当社の普通株式が金融証券取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができない。

⑤その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権を取得することができる事項

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得するものとします。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）

②新株予約権者が上記(注)3 に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合（但し、相続人において権利を行使しうる場合を除く）

③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

5. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

上記(注)4に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使条件

上記(注)3に準じて決定する。

6. 2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（2024年10月28日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数（個）	1,270	1,270
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,270（注）1	12,700（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000（注）2	1,000（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 2026年10月29日 至 2034年10月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 1,000（注）6 資本組入額 500（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	—

(注) 1. 新株予約権 1 個あたり普通株式 1 株とします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める付与株式数の調整を行うこととします。

2. 本件新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

②本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。

③新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではない。

④新株予約権者は、当社の普通株式が金融証券取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができない。

⑤その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権を取得することができる事項

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得するものとします。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）

②新株予約権者が上記(注)3 に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合（但し、相続人において権利を行使

しうる場合を除く)

③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

5. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

上記(注)4に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使条件

上記(注)3に準じて決定する。

6. 2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年7月24日 (注) 1	7,500	83,500	37,500	76,000	37,500	75,000
2026年4月4日 (注) 2	751,500	835,000	—	76,000	—	75,000

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 10,000 円

資本組入額 5,000 円

割当先 北洋事業承継投資事業有限責任組合、カンリー・コーポレーション(株)、實吉智裕、他4名

2. 2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより株式数は751,500株増加し、835,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	4	—	—	8	12	—
所有株式数(単元)	—	—	—	500,000	—	—	335,000	835,000	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	59.88	—	—	40.12	100	—

(注) 1. 2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割を行っており、上記の株式数は当該株式分割後の株式数で記載しております。

2. 2026年3月5日開催の臨時株主総会決議により、2026年3月5日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 835,000	8,350	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	835,000	—	—
総株主の議決権	—	8,350	—

(注) 1. 2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割を行っており、上記の株式数は当該株式分割後の株式数で記載しております。

2. 2026年3月5日開催の臨時株主総会決議により、2026年3月5日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権 (2022年7月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	2022年7月15日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社役員1名、当社従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権（2023年7月14日臨時株主総会決議）

決議年月日	2023年7月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（2024年7月16日臨時株主総会決議）

決議年月日	2024年7月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権（2024年10月28日定時株主総会決議）

決議年月日	2024年10月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員2名、当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかし、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

また、配当を行う場合には、当社は、配当の回数を期末配当の年1回とすることを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 4 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率 20%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長兼 CEO	實吉 智裕	1974 年 1 月 5 日生	1996 年 4 月 株式会社ビー・ユー・ジー(現: DMG MORI Digital 株式会社)入社 1999 年 7 月 有限会社アットマーク((旧)株式会社アットマークテクノ)入社 2001 年 4 月 同社代表取締役就任 2020 年 9 月 株式会社エクスクラメーション設立 代表取締役(現任) 2020 年 9 月 株式会社 AT ホールディングス(現: 当社)設立 代表取締役就任 2023 年 8 月 当社 代表取締役社長兼 CEO 就任(現任)	(注) 4	(注) 6	417,500 (注) 7
取締役	CFO	平田 彰	1973 年 6 月 29 日生	1996 年 4 月 ダイハツ工業株式会社 入社 2010 年 1 月 株式会社データクラフト(現: 株式会社イメージナビ) 入社 2011 年 7 月 (旧)株式会社アットマークテクノ入社 経営管理部長 2014 年 9 月 同社 取締役就任 2020 年 9 月 株式会社 AT ホールディングス(現: 当社)取締役就任 2023 年 8 月 当社 取締役 CFO 就任(現任)	(注) 4	(注) 6	55,500
社外取締役 (監査等委員) (常勤)		後藤 正典	1967 年 1 月 4 日生	1990 年 3 月 等松トウシュ・ロス・コンサルティン グ株式会社 入社 1993 年 4 月 フェニックスリゾート株式会社 入社 1994 年 4 月 有限会社木花商会 設立 1998 年 10 月 朝日監査法人福岡事務所 入所 2002 年 1 月 朝日監査法人札幌事務所 転籍 2002 年 4 月 公認会計士登録 2004 年 1 月 後藤公認会計士事務所(現: はまなす公認会計士共同事務所) 開業(現任) 2015 年 8 月 株式会社栗林商会 入社 2020 年 6 月 サツドラホールディングス株式会社入社 2022 年 8 月 (旧)株式会社アットマークテクノ 監査役就任 2022 年 8 月 株式会社 AT ホールディングス(現: 当社) 監査役就任 2026 年 3 月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 5	(注) 6	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
社外取締役(監査等委員)		奥山 倫行	1975年1月29日生	2002年10月 弁護士登録 TMI 総合法律事務所 入所 2007年4月 アンビシャス総合法律事務所 開設 パートナー就任(現任) 2010年6月 株式会社HVC 監査役就任 2011年8月 北海道ベンチャーキャピタル株式会社 (旧:株式会社HVC) 監査役就任 2013年4月 医療法人社団一心会 理事就任(現任) 2014年9月 エコモット株式会社 社外監査役就任 (現任) 2017年6月 一般社団法人しんきん支援ネットワーク 理事就任(現任) 2017年12月 株式会社LEGALAID 設立 代表取締役就任 (現任) 2019年6月 北海道ベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役就任(現任) 2019年11月 株式会社 itakoto 社外取締役就任(現任) 2019年12月 五稜化薬株式会社 社外監査役就任(～ 2021年3月、2023年6月～2024年4 月) 2020年7月 株式会社229 設立 代表取締役就任(現 任) 2020年12月 EZO CONSULTING GROUP 株式会社 社外取 締役就任(現任) 2022年4月 株式会社リサイクルテクノロジーズ 社外取締役就任(現任) 2022年4月 弁護士法人アンビシャス総合法律事務 所 社員就任(現任) 2022年8月 (旧)株式会社アットマークテクノ 監査 役就任 2022年8月 株式会社 AT ホールディングス(現:当 社) 監査役就任 2023年6月 株式会社モロオ 社外監査役就任(現 任) 2024年12月 五稜化薬株式会社 社外監査役就任(現 任) 2026年3月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任 (現任)	(注)5	(注)6	—
社外取締役(監査等委員)		池田 直美 (注)8	1979年7月10日生	2002年4月 トステム株式会社(現:株式会社 LIXIL) 入社 2007年12月 あずさ監査法人(現:有限責任あずさ 監査法人) 入所 2011年9月 公認会計士登録 2022年9月 公認会計士池田直美事務所(現:はまな ず公認会計士共同事務所) 開業(現任) 2024年6月 株式会社フジタコーポレーション 補欠 監査役(現任) 2024年10月 当社 監査役就任 2026年1月 札幌テレビ放送株式会社 社外監査役就 任(現任) 2026年3月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任 (現任)	(注)5	(注)6	—
計							473,000

(注) 1. 2026年3月5日開催の臨時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役監査等委員の後藤正典、奥山倫行、池田直美は、社外取締役であります。

3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

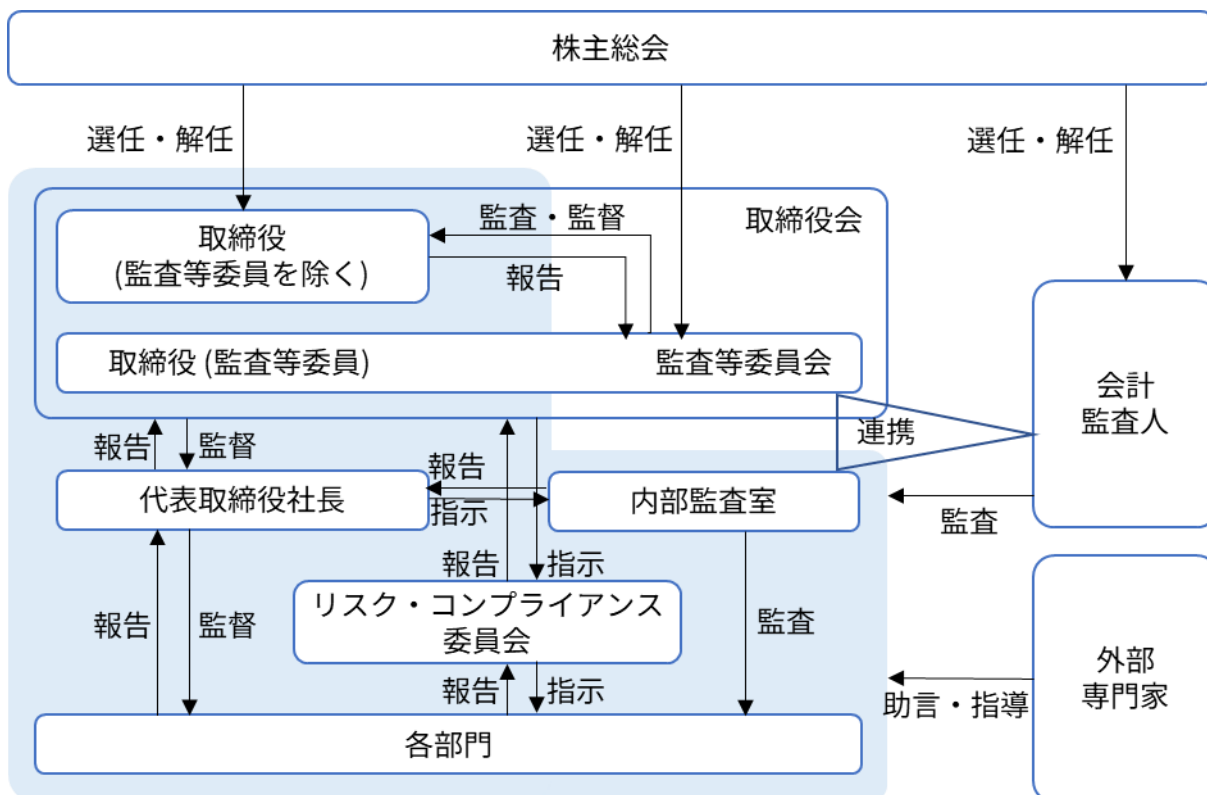
委員長 後藤正典、委員 奥山倫行、委員 池田直美

4. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、2026年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 監査等委員である取締役の任期は、2027年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2025年7月期における役員報酬の総額は37,204千円を支給しております。
7. 代表取締役社長兼CEO實吉智裕の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社エクスクラメーションが所有する株式数を含んでおります。
8. 取締役池田直美は、旧姓かつ職業上使用している氏名を記載しております。戸籍上の氏名は斗澤直美であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な成長及び企業価値の向上を図るために、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めることで株主をはじめとする様々なステークホルダーと信頼関係を構築することは重要であると認識しております。

#### ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、変化の激しい経営環境の中で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役委任することができ、監査等委員会設置会社を採用することで、監督機能と業務執行機能を分離、明確にするとともに、取締役会における監督機能のより一層の強化と、迅速な意思決定、機動的な業務執行を行うことができる現体制が最適であると考えております。

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役（うち監査等委員である社外取締役3名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

##### ロ. 監査等委員会

当社は、2026年3月5日開催の臨時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員会を設置しております。

監査等委員会は、独立性の高い社外取締役3名（うち常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名）で構成されております。3名はそれぞれ、公認会計士又は弁護士として豊富な実務経験と専門知識を有しており、うち公認会計士である後藤正典及び池田直美は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており

ます。

監査等委員会は原則として毎月開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。監査等委員会における主な検討事項として、監査計画及び監査方針の策定、内部統制システムの構築・運用状況の評価、会計監査人の報酬等に関する同意、監査報告書の作成があります。各監査等委員は各事業年度に策定する年間監査計画に従い、取締役会に出席するほか、報告及び各種書類の閲覧を通じて業務執行取締役の職務執行を監査しております。また、常勤監査等委員は、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有、並びに内部監査担当と監査等委員会との十分な連携を行い、監査等委員会の監査・監督機能の強化に努めております。

#### ハ. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第109条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年7月期において監査を執行した公認会計士は芝田雅也氏、五十嵐康彦氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名その他14名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

#### ③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

#### ④内部監査の状況

当社は、業務部門から独立した社長直属の内部監査室を設置しており、内部監査担当者1名が、事業の適切性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、監査結果を社長に報告するとともに、被監査部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況についてフォロー及び確認をしております。

#### ⑤リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンスの徹底と社会的な信用の向上を図ることを目的として、リスク管理規程及びコンプライアンス規程を定めております。また、監査等委員会監査や内部監査の実施によって、事業活動において生じるリスクの発見に努めております。

重要なリスクについては、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において分析を行い、対応方針及び対応策の検討・策定を行っております。また、必要に応じて顧問弁護士等の専門家に助言を受けられる体制を整えております。

なお、当社は企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、コンプライアンスに関する研修を実施することにより、全職員が法令等を遵守し、高い倫理観を持った行動をとることを周知徹底しております。

また、内部通報要領に基づき、社内外に相談窓口を設置した通報制度を設けており、役職員が関わるコンプライアンス違反の早期発見と未然防止に努めております。

#### ⑥社外取締役の状況

当社は社外取締役3名を選任しております。

社外取締役後藤正典氏、奥山倫行氏及び池田直美氏は、当社との間には人的関係、資本的關係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	30,000	30,000	—	—	2
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	7,204	7,204	—	—	3

(注) 1 2026年3月5日開催の臨時株主総会において当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。本表では、2025年7月期に係る役員区分ごとの報酬を表示しております。

2 2025年7月期における役員の員数は取締役4名、監査役4名ですが、無支給者が3名いるため支給員数と相違しております。

⑧取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑬株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①監査法人に対する報酬の内容

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	21,500	—

②その他重要な報酬の内容

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③監査法人の発行者に対する非監査業務の内容

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④監査報酬の決定方針

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、証券会員制法人札幌証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 109 条第 6 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、証券会員制法人札幌証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 109 条第 6 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 3 監査証明について

- (1) 当社は、証券会員制法人札幌証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 109 条第 5 項の規定に基づき、当事業年度（2024 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、証券会員制法人札幌証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 109 条第 5 項の規定に基づき、当中間会計期間（2025 年 8 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより期中レビューを受けております。

### 4 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

# 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

### ①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	197,713	200,206
売掛金	323,940	191,869
製品	13,314	13,659
仕掛品	114,123	139,023
原材料	245,123	345,682
前渡金	99	1,512
前払費用	21,877	18,397
未収入金	8,119	115
仮払金	—	180
未収還付法人税等	3,489	—
未収消費税等	—	12,937
流動資産合計	927,802	923,585
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	49,519	49,519
減価償却累計額	△13,294	△16,637
建物附属設備(純額)	36,224	32,881
機械装置	21,883	21,883
減価償却累計額	△21,374	△21,883
機械装置(純額)	509	0
工具器具備品	121,043	140,256
減価償却累計額	△107,656	△118,246
工具器具備品(純額)	13,387	22,010
建設仮勘定	127	587
有形固定資産合計	50,248	55,479
無形固定資産		
ソフトウェア	244	3,457
のれん	13,408	1,915
無形固定資産合計	13,653	5,373
投資その他の資産		
敷金	12,707	12,707
長期前払費用	1,186	991
出資金	—	10
繰延税金資産	9,771	2,629
投資その他の資産合計	23,665	16,338
固定資産合計	87,567	77,191
資産合計	1,015,369	1,000,776

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	91,777	66,359
未払金	13,172	10,252
未払費用	44,013	39,076
前受金	1,028	43
預り金	10,634	12,913
1年内返済予定の長期借入金	103,868	125,440
1年内償還予定の社債	—	204,000
製品保証引当金	3,530	1,907
賞与引当金	2,000	2,000
未払法人税等	947	5,625
未払消費税等	29,656	—
流動負債合計	300,627	467,619
固定負債		
長期借入金	460,657	445,131
社債	204,000	—
資産除去債務	23,968	24,049
固定負債合計	688,625	469,180
負債合計	989,253	936,800
純資産の部		
株主資本		
資本金	76,000	76,000
資本剰余金		
資本準備金	75,000	75,000
資本剰余金合計	75,000	75,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△124,884	△87,023
利益剰余金合計	△124,884	△87,023
株主資本合計	26,115	63,976
純資産合計	26,115	63,976
負債純資産合計	1,015,369	1,000,776

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2026年1月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	383,470
売掛金	125,549
製品	31,193
仕掛品	108,543
原材料	349,988
前払費用	13,050
その他	326
流動資産合計	1,012,120
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	59,139
減価償却累計額	△18,522
建物附属設備 (純額)	40,616
機械装置	21,883
減価償却累計額	△21,883
機械装置 (純額)	0
工具器具備品	149,909
減価償却累計額	△125,307
工具器具備品 (純額)	24,601
建設仮勘定	587
有形固定資産合計	65,805
無形固定資産	
ソフトウェア	2,917
無形固定資産合計	2,917
投資その他の資産	
敷金	14,707
長期前払費用	900
出資金	10
繰延税金資産	2,608
投資その他の資産合計	18,226
固定資産合計	86,949
資産合計	1,099,070

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2026年1月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	90,552
未払金	7,301
未払費用	47,965
前受金	305
預り金	14,322
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	129,510
1年内償還予定の社債	159,200
製品保証引当金	1,855
賞与引当金	2,000
未払法人税等	11,968
未払消費税等	20,615
流動負債合計	<u>585,597</u>
固定負債	
長期借入金	390,881
資産除去債務	27,133
固定負債合計	<u>418,014</u>
負債合計	<u>1,003,611</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	76,000
資本剰余金	
資本準備金	75,000
資本剰余金合計	<u>75,000</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	<u>△55,541</u>
利益剰余金合計	<u>△55,541</u>
株主資本合計	<u>95,458</u>
純資産合計	<u>95,458</u>
負債純資産合計	<u>1,099,070</u>

## ② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
売上高	1,923,730	1,862,406
売上原価		
製品期首棚卸高	25,079	13,314
当期製品製造原価	1,134,246	1,098,844
合計	1,159,325	1,112,158
他勘定振替高	△6,231	△6,427
製品期末棚卸高	13,314	13,659
製品売上原価	1,139,780	1,092,072
売上総利益	783,950	770,334
販売費及び一般管理費	※1、※2 703,747	※1、※2 704,850
営業利益	80,203	65,483
営業外収益		
受取利息	1	147
為替差益	—	1,380
補助金収入	206	800
雑収入	8,458	605
営業外収益合計	8,666	2,933
営業外費用		
支払利息	9,986	10,885
支払保証料	284	242
社債利息	12,002	5,105
為替差損	4,133	—
固定資産除却損	0	28
雑損失	8,082	1,502
営業外費用合計	34,490	17,765
経常利益	54,379	50,651
特別損失		
減損損失	※3 1,870	—
抱合せ株式消滅差損	※4 66,153	—
特別損失合計	68,023	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△13,644	50,651
法人税、住民税及び事業税	1,240	5,648
法人税等調整額	△6,261	7,142
法人税等合計	△5,021	12,790
当期純利益又は当期純損失 (△)	△8,623	37,860

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)		当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		990,607	85.3	940,842	84.9
II 労務費		37,374	3.2	45,645	4.1
III 経費	※1	133,779	11.5	121,982	11.0
当期総製造費用		1,161,761	100.0	1,108,469	100.0
仕掛品期首棚卸高		70,269		114,123	
小計		1,232,030		1,222,593	
仕掛品期末棚卸高		114,123		139,023	
棚卸資産評価損		16,339		15,274	
当期製品製造原価		1,134,246		1,098,844	

(注)※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
外注費 (千円)	64,060	58,651
地代家賃 (千円)	21,552	21,552
消耗品費 (千円)	10,181	10,776

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
売上高	930,763
売上原価	
製品期首棚卸高	13,659
当期製品製造原価	559,666
合計	573,326
製品期末棚卸高	△31,193
製品他勘定振替高	△2,050
製品売上原価	540,082
売上総利益	390,680
販売費及び一般管理費	337,202
営業利益	53,477
営業外収益	
受取利息	211
補助金収入	600
雑収入	140
営業外収益合計	951
営業外費用	
支払利息	5,119
支払保証料	121
社債利息	2,183
為替差損	3,501
固定資産除却損	0
営業外費用合計	10,925
経常利益	43,503
税引前中間純利益	43,503
法人税、住民税及び事業税	12,000
法人税等調整額	20
法人税等合計	12,021
中間純利益	31,482

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	38,500	37,500	37,500	△116,261	△116,261	△40,261	△40,261
当期変動額							
新株の発行	37,500	37,500	37,500			75,000	75,000
当期純損失(△)				△8,623	△8,623	△8,623	△8,623
当期変動額合計	37,500	37,500	37,500	△8,623	△8,623	66,376	66,376
当期末残高	76,000	75,000	75,000	△124,884	△124,884	26,115	26,115

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	76,000	75,000	75,000	△124,884	△124,884	26,115	26,115
当期変動額							
当期純利益				37,860	37,860	37,860	37,860
当期変動額合計	—	—	—	37,860	37,860	37,860	37,860
当期末残高	76,000	75,000	75,000	△87,023	△87,023	63,976	63,976

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2025年8月1日 至 2026年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	76,000	75,000	75,000	△87,023	△87,023	63,976	63,976
当中間期変動額							
中間純利益				31,482	31,482	31,482	31,482
当中間期変動額 合計	—	—	—	31,482	31,482	31,482	31,482
当中間期末残高	76,000	75,000	75,000	△55,541	△55,541	95,458	95,458

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△13,644	50,651
減価償却費	14,900	17,320
のれん償却額	11,493	11,493
減損損失	1,870	—
引当金の増減額 (△は減少)	△3,191	△1,622
受取利息	△1	△147
支払利息及び社債利息	21,989	15,991
補助金収入	△206	△800
固定資産除却損	0	28
抱き合わせ株式消滅差損益 (△は益)	66,153	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△123,065	132,071
棚卸資産の増減額 (△は増加)	101,686	△125,804
仕入債務の増減額 (△は減少)	21,497	△25,418
未払又は未収消費税等の増減額 (△は減少)	△13,506	△42,594
その他	△7,179	4,784
小計	78,795	35,954
利息の受取額	1	147
利息の支払額	△22,433	△15,749
補助金の受取額	206	800
法人税等の支払額	△11,528	2,542
営業活動によるキャッシュ・フロー	45,041	23,694
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,230	△23,100
無形固定資産の取得による支出	—	△4,135
出資金の払込による支出	—	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,230	△27,246
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金による収入	200,000	150,000
長期借入金の返済による支出	△98,579	△143,954
社債発行による収入	224,000	—
社債の償還による支出	△364,000	—
増資による収入	75,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,421	6,046
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	76,232	2,493
現金及び現金同等物の期首残高	0	197,713
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	※2 121,480	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 197,713	※1 200,206

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 2025年8月1日	至 2026年1月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前中間純利益	43,503	
減価償却費	9,852	
のれん償却額	1,915	
引当金の増減額 (△は減少)	△52	
受取利息	△211	
支払利息及び社債利息	7,302	
補助金収入	△600	
固定資産除却損	0	
売上債権の増減額 (△は増加)	66,320	
棚卸資産の増減額 (△は増加)	8,641	
仕入債務の増減額 (△は減少)	24,193	
未払又は未収消費税等の増減額 (△は減少)	33,553	
その他	12,532	
小計	206,952	
利息の受取額	211	
利息の支払額	△6,833	
補助金の受取額	600	
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△5,625	
営業活動によるキャッシュ・フロー	195,304	
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
敷金及び保証金の差入による支出	△2,000	
有形固定資産の取得による支出	△15,061	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,061	
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	100,000	
長期借入金の返済による支出	△50,180	
社債の償還による支出	△44,800	
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,020	
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	183,263	
現金及び現金同等物の期首残高	200,206	
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 383,470	

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、受託開発にかかる製品、仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年～18年

機械装置 6年

工具器具備品 2年～10年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上することとしております。なお、貸倒実績がないため当事業年度末において貸倒引当金を計上しておりません。

##### (2) 製品保証引当金

当社が納入した製品の無償交換費用等の将来の支出に備えるため、来期以降支出が見込まれる額を計上しております。

##### (3) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、来期支給見込み額の当事業年度負担額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な品目（自社製品の製造及び販売事業、並びにその他の事業）における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

##### (1) 自社製品（組み込みプラットフォーム「Armadillo」）

自社製品の販売については、顧客から受注した製品の販売を履行義務として認識しております。当該履行義務は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間（出荷時から顧客による検収時までの期間）が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

(2) 開発受託

開発受託契約については、顧客から委託された業務を納期までに完了させることを履行義務として認識しております。当該履行義務は、業務が完了し顧客による検収を受けた時点で完了したと判断し、当該時点で請負契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

(3) 余剰部品販売

余剰部品の委託販売については、顧客から受注した余剰部品の販売を履行義務として認識しております。当該履行義務は、当該部品を顧客に引渡した時点（所有権が移転した時点）で完了したと判断し、収益を認識しております。

(4) 機器運用監視サービス（「node-eye」「Armadillo Twin」）

機器運用監視サービスについては、契約期間にわたりサービスを提供することを履行義務として認識しております。当該履行義務は、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、契約期間にわたり契約金額を按分して収益を認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

**（重要な会計上の見積り）**

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

1. のれんの評価

(1) 前事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
のれん	13,408 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末におけるのれんには、過去の企業結合により取得したものが含まれており、その取得金額は、対象会社の超過収益力を期待して決定したものであります。

のれんに係る評価の検討は、超過収益力が将来にわたって発現するかに着目して行っており、当社の事業計画に沿って利益やキャッシュ・フローが計上されているかを毎月モニタリングしております。当該事業計画については販売台数の状況、人員計画等などについて一定の仮定を置いて策定しております。

将来、何らかの理由により設定された事業計画の達成が危ぶまれる状況となった場合には、前述の仮定について当初見積りの変更を迫られることで減損損失を計上する可能性があり、翌事業年度の財務諸表におけるのれんの計上額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 前事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	9,771 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の課税所得の見積りに基づき、回収可能と認められる将来減算一時差異について計上しております。将来の課税所得の見積りに際しては、翌期以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、当該予算及び中期経営計画の算定に当たっては、過去の業績動向、現時点における経済・市場環境、並びに将来予測される外部環境の変化を総合的に勘案して策定しております。当該見積りは、諸由来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	2,629 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、諸由来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを採用入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028 年 7 月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高は次のものがあります。

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
当座貸越極度額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	200,000	200,000

(損益計算書関係)

- ※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度16%、当事業年度16%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度84%、当事業年度84%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年8月1日 至2024年7月31日)	当事業年度 (自2024年8月1日 至2025年7月31日)
給料手当	249,498千円	241,188千円
研究開発費	163,102	157,812

- ※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自2023年8月1日 至2024年7月31日)	当事業年度 (自2024年8月1日 至2025年7月31日)
	163,102千円	157,812千円

- ※3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自2023年8月1日 至 2024年7月31日)

用途	場所	種類	金額(千円)
遊休資産	北海道札幌市	工具器具備品	1,870

当社は、原則として事業用資産については全社でグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記資産は、特定の製品専用の検査装置であり、当該製品の製造及び販売を終了したため、今後の使用が見込めなくなり遊休資産となり、減損損失を計上することとなりました。当該資産は将来の使用が見込まれていないことから、使用価値をゼロとして評価した結果、帳簿価額を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度(自2024年8月1日 至 2025年7月31日)

該当事項はありません

- ※4 抱合せ株式消滅差損

前事業年度(自2023年8月1日 至 2024年7月31日)

抱合せ株式消滅差損66,153千円は、当社の子会社であった旧株式会社アットマークテクノを吸収合併したことによるものです。

当事業年度(自2024年8月1日 至 2025年7月31日)

該当事項はありません

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)1	76,000	7,500	—	83,500
合計	76,000	7,500	—	83,500

(注) 1. 普通株式の増加7,500株は、第三者割当増資による新株発行によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	83,500	—	—	83,500
合計	83,500	—	—	83,500

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至2025年7月31日)
現金及び預金勘定	197,713千円	200,206千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	197,713	200,206

※2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

当事業年度において合併した旧株式会社アットマークテクノより引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。また、合併による資本金及び資本準備金の変動はありません。

流動資産(注)	811,859千円
固定資産	196,129
資産合計	1,007,988
流動負債	393,772
固定負債	405,271
負債合計	799,044

(注) 現金及び現金同等物が121,480千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「合併

に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）  
該当事項はありません。

#### （リース取引関係）

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### （金融商品関係）

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び社債発行により調達しております。デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

###### （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に当社が入居している事務所の不動産賃貸契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等の債務は、1年以内の支払期日であります。一部の外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

有利子負債である借入金は、主に運転資金の確保を目的としたものであり、金融機関からの借りにより調達しております。このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

社債は主に運転資金の確保を目的としたものであります。

###### （3）金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を徹底することにより、信用リスクの低減を図っております。

###### ②市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社では、為替リスクを通貨別、月別に把握することで管理しております。

###### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金、社債について、各部署からの報告に基づき管理部門にて適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

###### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金 (*1)	12,707	11,382	△1,324
資産計	12,707	11,382	△1,324
(1) 長期借入金 (*2)	564,525	555,592	△8,932
(2) 社債 (*3)	204,000	204,145	145
負債計	768,525	759,737	△8,787

当事業年度（2025年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金 (*1)	12,707	11,101	△1,605
資産計	12,707	11,101	△1,605
(1) 長期借入金 (*2)	570,571	553,581	△16,989
(2) 社債 (*3)	204,000	201,313	△2,686
負債計	774,571	754,894	△19,676

(\*1) 「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(\*3) 1年内償還予定の社債は社債に含めております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	197,713	—	—	—
売掛金	323,940	—	—	—
敷金	—	—	—	12,707
合計	521,654	—	—	12,707

当事業年度（2025年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	200,206	—	—	—
売掛金	191,869	—	—	—
敷金	—	—	12,707	—
合計	392,076	—	12,707	—

(注) 2. 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2024年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	103,868	115,084	90,882	73,780	69,840	111,071
社債	-	204,000	-	-	-	-
合計	103,868	319,084	90,882	73,780	69,840	111,071

当事業年度 (2025年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	125,440	107,540	107,860	100,200	84,732	44,799
社債	204,000	-	-	-	-	-
合計	329,440	107,540	107,860	100,200	84,732	44,799

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年7月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前事業年度（2024年7月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	11,382	—	11,382
資産計	—	11,382	—	11,382
長期借入金	—	555,592	—	555,592
社債	—	204,145	—	204,145
負債計	—	759,737	—	759,737

当事業年度（2025年7月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	11,101	—	11,101
資産計	—	11,101	—	11,101
長期借入金	—	553,581	—	553,581
社債	—	201,313	—	201,313
負債計	—	754,894	—	754,894

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び社債

長期借入金(1年以内返済予定を含む)については、新規借入れを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。社債については、新規に発行した場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。長期借入金(1年以内返済予定を含む)及び社債はその時価をレベル2の時価に分類しております。

**(退職給付関係)**

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度に係る退職給付費用の額は、21,055千円であります。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度に係る退職給付費用の額は、21,177千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

当社は、付与時点では未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

当社は、付与時点では未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2022年ストック・オプション	2023年ストック・オプション	2024年ストック・オプション①	2024年ストック・オプション②
付与対象者の区分及び人数	当社役員 1名 当社従業員 68名	当社従業員 7名	当社従業員 4名	当社役員 2名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 70,000株 (注) 2	普通株式 2,800株 (注) 2	普通株式 1,600株 (注) 2	普通株式 12,700株 (注) 2
付与日	2022年7月15日	2023年7月14日	2024年7月16日	2024年10月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自2024年7月16日 至2032年6月14日	自2025年7月15日 至2033年6月13日	自2026年7月17日 至2034年6月15日	自2026年10月29日 至2034年10月11日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2026年4月4日付で株式分割(1株につき10株の割合)後の株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2022年ストック・オプション	2023年ストック・オプション	2024年ストック・オプション①	2024年ストック・オプション②
権利確定前 (株)				
前事業年度末	66,400	2,800	1,600	—
付与	—	—	—	12,700
失効	4,800	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	61,600	2,800	1,600	12,700
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 2026年4月4日付で株式分割(1株につき10株の割合)後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	2022年ストック・オプション	2023年ストック・オプション	2024年ストック・オプション①	2024年ストック・オプション②
権利行使価格 (円)	320	720	1,000	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 2026年4月4日付の株式分割(1株につき10株の割合)後の価格に換算しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積によって算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF(ディスカウント・キャッシュフロー法)及び類似会社比較法により算出した価格を基礎として決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度における本源的価値の合計額	—千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

## (税効果会計関係)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	4,946千円	一千円
棚卸資産評価損	21,704	14,274
製品保証引当金	1,208	652
賞与引当金	684	684
減価償却超過額	13,424	10,213
資産除去債務	8,407	8,435
その他	347	956
繰延税金資産小計	50,517	35,216
評価性引当額	△34,840	△27,067
繰延税金資産合計	15,882	8,149
繰延税金負債		
資産除去債務	6,111	5,519
繰延税金負債合計	6,111	5,519
繰延税金資産(負債)の純額	9,771	2,629

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年7月31日)
法定実効税率	34.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.9
住民税均等割	2.4
評価性引当額の増減	△15.3
税額控除	△2.8
その他	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.2

(注) 前事業年度(2024年7月31日)については、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

### 3. 法人税の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.2%から35.2%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

## (企業結合等関係)

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

共通支配下の取引等

当社と子会社の吸収合併

2023年8月1日を効力発生日として、株式会社ATホールディングスは株式会社アットマークテクノを吸収合併いたしました。

## 1. 企業結合の概要

### (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社アットマークテクノ

事業の内容：組み込みプラットフォームの企画、開発、製造及び販売

### (2) 企業結合を行った主な理由

経営資源の効率化を図るため、本合併を行うことといたしました。

### (3) 企業結合日

2023年8月1日

### (4) 企業結合の法的形式

株式会社ATホールディングスを存続会社、株式会社アットマークテクノを吸収合併消滅会社とする吸収合併

### (5) 結合後企業の名称

株式会社アットマークテクノ

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理をしております。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### 1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社及び東京営業所の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務を有しており、当該契約期間における貸借期間終了後の原状回復義務に係る債務を資産除去債務として認識しております。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.143~0.954%を使用して資産除去債務の金額の計算をしております。

### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
期首残高	—千円	23,968千円
合併による増加額	20,446	—
見積りの変更による増加額	3,441	—
時の経過による調整額	80	80
期末残高	23,968	24,049

## (収益認識関係)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：千円)

製品/サービス	前事業年度 (自 2023 年 8 月 1 日 至 2024 年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)
製品販売	1,901,788	1,823,586
開発受託	9,500	25,792
余剰部品販売	2,199	1,975
機器運用監視サービス	9,451	11,052
その他	791	—
顧客との契約から生じる収益	1,923,730	1,862,406
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	1,923,730	1,862,406

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産については、該当事項はありません。契約負債については、金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

前事業年度 (自 2023 年 8 月 1 日 至 2024 年 7 月 31 日)

当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)

当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 【関連情報】

前事業年度 (自 2023 年 8 月 1 日 至 2024 年 7 月 31 日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
スズデン(株)	370,652
福西電機(株)	353,057
(株)チップワンストップ	235,217

(注) 当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
スズデン(株)	414,717
佐鳥電機(株)	346,301
福西電機(株)	279,957
コネクシオ(株)	226,494

(注) 当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023 年 8 月 1 日 至 2024 年 7 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2023 年 8 月 1 日 至 2024 年 7 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	北洋事業承継投資事業有限責任組合	札幌市中央区大通西3丁目7番地北洋大通センター13階	—	投資事業組合	被所有 直接 27.31	第三者割当による新株の引受	第三者割当増資 (注) 1	20,000	—	—
						社債の引受	社債の引受 (注) 2, 3	159,200	社債	159,200

(注) 1. 普通株式の第三者割当による新株式の発行は、1株当たり10,000円で行っております。

2. 社債の金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 社債につきましては、2026年5月12日に償還し解消しております。

（2）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社役員及び主要株主	實吉智裕	—	—	当社代表取締役社長	被所有 直接 26.05	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1, 3	99,990	—	—
						第三者割当による新株の引受	第三者割当増資 (注) 2	17,500	—	—
当社役員	平田彰	—	—	当社取締役 CFO	被所有 直接 6.65	第三者割当による新株の引受	第三者割当増資 (注) 2	5,500	—	—

(注) 1. 債務被保証につきましては、取引金額は期末借入残高を記載しております。なお、保証料を支払っておりません。

2. 普通株式の第三者割当による新株式の発行は、1株当たり10,000円で行っております。

3. 債務被保証につきましては、2026年4月27日に解消しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	北洋事業承継投資事業有限責任組合	札幌市中央区大通西3丁目7番地北洋大通センター13階	—	投資事業組合	被所有 直接 27.31	社債の引受	社債の引受 (注) 1, 2	—	社債	159,200

- (注)1. 社債の金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
2. 社債につきましては、2026年5月12日に償還し解消しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
当社役員及び主要株主	實吉智裕	—	—	当社代表取締役社長	被所有直接 26.05	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)1,2	46,652	—	—

- (注)1. 債務被保証につきましては、取引金額は期末借入残高を記載しております。なお、保証料を支払っておりません。  
2. 債務被保証につきましては、2026年4月27日に解消しております

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)		当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	
1株当たり純資産額	31円28銭	1株当たり純資産額	76円62銭
1株当たり当期純損失(△)	△11円32銭	1株当たり当期純利益	45円34銭

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、前事業年度は1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。  
2. 当社は、2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割しております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益(純損失)を算定しております。  
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△8,623	37,860
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△8,623	37,860
期中平均株式数(株)	761,639	835,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の株式数70,800株)。なお、概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の株式数78,700株)。なお、概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2026年3月5日開催の取締役会の決議に基づき、2026年4月4日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

- (1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施す

るとともに、1 単元を 100 株とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026 年 4 月 3 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 10 株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数

普通株式 751,500 株

③株式分割後の発行済株式総数

普通株式 835,000 株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 3,000,000 株

⑤株式分割の効力発生日

2026 年 4 月 4 日

なお、「1 株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を 100 株といたしました。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高は次のものがあります。

	当中間会計期間 (2026年1月31日)
当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	100,000
差引額	100,000

(中間損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は17%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は83%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2025年8月1日 至2026年1月31日)
給料手当	122,508千円
研究開発費	66,280

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

当中間会計期間  
(自2025年8月1日  
至2026年1月31日)

66,280千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自2025年8月1日至2026年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	83,500	—	—	83,500
合計	83,500	—	—	83,500

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025 年 8 月 1 日 至 2026 年 1 月 31 日)
現金及び預金勘定	383,470千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	383,470

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：千円)

製品/サービス	当中間会計期間 (自 2025 年 8 月 1 日 至 2026 年 1 月 31 日)
製品販売	923,440
開発受託	—
余剰部品販売	59
機器運用監視サービス	6,013
その他	1,250
顧客との契約から生じる収益	930,763
その他の収益	—
外部顧客への売上高	930,763

(セグメント情報等)

当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)	
1株当たり中間純利益	37円70銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割しております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。
3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
中間純利益(千円)	31,482
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	31,482
期中平均株式数(株)	835,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の株式数78,700株)。なお、概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2026年3月5日開催の取締役会の決議に基づき、2026年4月4日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年4月3日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数

普通株式 751,500株

③株式分割後の発行済株式総数

普通株式 835,000株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 3,000,000株

⑤株式分割の効力発生日

2026年4月4日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物付属設備	49,519	—	—	49,519	16,637	3,343	32,881
機械装置	21,883	—	—	21,883	21,883	509	0
工具器具備品	121,043	21,385	2,171	140,256	118,246	12,516	22,010
建設仮勘定	127	587	127	587	—	—	587
有形固定資産計	192,573	21,972	2,298	212,246	156,767	16,368	55,479
無形固定資産							
ソフトウェア	506	4,135	—	4,641	1,183	922	3,457
のれん	24,902	—	—	24,902	22,986	11,493	1,915
無形固定資産計	25,408	4,135	—	29,544	24,170	12,415	5,373
長期前払費用	2,462	1,684	1,879	991	—	—	991

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

「Armadillo-900」及び「Armadillo-IoT A9E」向けの製造装置及び検査装置 11,986千円

2. 長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、減価償却と性格が異なるため、当期償却額の算定には含めておりません。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第9回普通社債(注)1	2023年9月30日	44,800	44,800 (44,800)	2.5	なし	2025年9月30日
第10回普通社債(注)1	2024年7月16日	159,200	159,200 (159,200)	2.5	なし	2025年9月30日 (注)3
合計(注)1	—	204,000	204,000 (204,000)	—	—	—

(注) 1. ( )内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 社債の決算日以降5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
204,000	—	—	—	—

3. 2025年8月19日付の社債引受人との合意に基づき、第10回普通社債の償還期限を2026年9月30日まで延長しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	103,868	125,440	1.52	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	460,657	445,131	1.52	2027年1月31日- 2032年11月30日
合計	564,525	570,571	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の決算日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
125,440	107,540	107,860	100,200	84,732

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
製品保証引当金	3,531	1,407	3,030	—	1,907
賞与引当金	2,000	2,000	2,000	—	2,000

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1. 流動資産

①現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	392
預金	
普通預金	199,814
小計	199,814
合計	200,206

②売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
佐鳥電機株式会社	65,086
コネクシオ株式会社	26,029
福西電機株式会社	25,409
スズデン株式会社	24,342
株式会社チップワンストップ	19,056
その他	31,944
合計	191,869

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%)	滞留期間(日)
				$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
323,940	2,053,034	2,185,105	191,869	91.9	45.9

③製品

品目	金額(千円)
当社製組み込みコンピュータ (Armadillo シリーズ等)	13,659
合計	13,659

④仕掛品

品目	金額(千円)
部品実装済基板等	139,023
合計	139,023

⑤原材料

品目	金額(千円)
半導体・電子部品等の主要部材	341,347
副資材等	4,159
その他	175
合計	345,682

2. 流動負債

①買掛金

相手先	金額(千円)
アヴネット株式会社	12,918
東京エレクトロデバイス株式会社	7,060
ノダネーム株式会社	5,649
株式会社筑波エレクトロ	4,822
協栄産業株式会社	3,447
その他	32,461
合計	66,359

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する。 公告掲載URL <a href="https://atmark-techno.com/">https://atmark-techno.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式はSapporo PRO Frontier Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部【株式公開情報】

#### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2024年7月24日	2024年7月16日	2024年10月28日
種類	普通株式	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	7,500株	普通株式 160株	普通株式 1,270株
発行価格	10,000円 (注)3	10,000円 (注)3	10,000円 (注)3
資本組入額	5,000円	5,000円	5,000円
発行価額の総額	75,000,000円	1,600,000円	12,700,000円
資本組入額の総額	37,500,000円	800,000円	6,350,000円
発行方法	第三者割当	2024年7月16日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2024年10月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、証券会員制法人札幌証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第114条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当を行っている場合(上場前の募集等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合(それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。)、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当S-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。

①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有すること。

②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2025年7月31日であります。

2. 同取引所の定める同規程施行規則第107条第2項第1号の規定に基づき、当社は、割当て又は交付を受けた者との間で、割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3. 発行価格は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案し、算定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき10,000円	1株につき10,000円
行使請求期間	2026年7月17日から 2034年6月15日まで	2026年10月29日から 2034年10月11日まで

行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
-----------------	--	--

5. 2026年4月4日付けで、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は分割前の内容を記載しております。

## 2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
北洋事業承継投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社北海道共創パートナーズ 代表取締役 岩崎 俊一郎	札幌市中央区大通西3丁目7番地北洋大通センター13階	投資事業組合	2,000	20,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
カンリー・コーポレーション株式会社 代表取締役 菅原 敦	札幌市西区八軒10条西3丁目4番30号	不動産業	2,000	20,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
實吉 智裕	札幌市豊平区	会社役員	1,750	17,500,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、大株主上位10名)
出村 孝彦	札幌市南区	会社役員	1,000	10,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
平田 彰	北海道上川郡東川町	会社役員	550	5,500,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)
大川 哲也	北海道江別市	会社員	100	1,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
片石 慎二	札幌市中央区	会社員	100	1,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. カンリー・コーポレーション株式会社は、当該第三者割当増資により、特別利害関係者等(大株主上位10社)となりました。

2. 2026年4月4日付けで、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の割当数及び価格は分割前の内容を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
当社従業員4名	—	会社員	160	1,600,000 (10,000)	当社の従業員

(注) 2026年4月4日付けで、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の割当数及び価格は分割前の内容を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
實吉 智裕	札幌市豊平区	会社役員	820	8,200,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、 大株主上位10名)
平田 彰	北海道上川郡東川町	会社役員	250	2,500,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社取締役、 大株主上位10名)
大川 哲也	北海道江別市	会社員	50	500,000 (10,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
片石 慎二	札幌市中央区	会社員	50	500,000 (10,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
当社従業員2名	—	会社員	100	1,000,000 (10,000)	当社の従業員

(注) 2026年4月4日付けで、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の割当数及び価格は分割前の内容を記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

2026年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
北洋事業承継投資事業有限責任組合 ※3	札幌市中央区大通西3丁目7番地 北洋大通センター13階	228,000	25.01
實吉 智裕 ※1, 3	札幌市豊平区	225,700 (8,200)	24.76 (0.90)
株式会社エクスクラメーション ※2, 3	札幌市北12条西4丁目1番6号 松崎北12条ビル	200,000	21.94
平田 彰 ※3, 4	北海道上川郡東川町	59,600 (4,100)	6.54 (0.45)
ほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合 ※3	札幌市北区北7条西2丁目20番地	52,000	5.70
カンリー・コーポレーション株式会社 ※3	札幌市西区八軒10条西3丁目4番 30号	20,000	2.19
大川 哲也 ※3, 5	北海道江別市	13,600 (2,600)	1.49 (0.29)
片石 慎二 ※3, 5	札幌市中央区	12,900 (1,900)	1.42 (0.21)
古関 哲久 ※3, 5	札幌市東区	11,400 (1,400)	1.25 (0.15)
大澤 啓明 ※3, 5	札幌市西区	11,400 (1,400)	1.25 (0.15)
荒井 茂昌 ※3, 5	横浜市戸塚区	11,300 (1,300)	1.24 (0.14)
出村 孝彦 ※3	札幌市南区	10,000	1.10
その他63名 ※5		55,600 (55,600)	6.10 (6.10)
計	—	911,500 (76,500)	100.00 (8.39)

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

5. 当社の従業員

6. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割を行っており、上記の株式数は当該株式分割後の株式数で記載しております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社アットマークテクノ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝田雅也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐康彦

## 監査意見

当監査法人は、証券会員制法人札幌証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第109条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アットマークテクノの2024年8月1日から2025年7月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アットマークテクノの2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2024年7月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当

監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月20日

株式会社アットマークテクノ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝田雅也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐康彦

## 監査人の結論

当監査法人は、証券会員制法人札幌証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第109条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アットマークテクノの2025年8月1日から2026年7月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アットマークテクノの2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上